



人権の尊重、基本と正道

人権を尊重し、法と倫理を遵守し、
社会から尊敬される清廉な企業文化をつくります

人権の尊重

当社は、経営理念に人権の尊重を掲げ、行動基準に「すべての人々の人権を尊重する経営を行います」と定めています。

具体的には「KOKUSAI ELECTRIC グループ人権方針」に実行すべき内容を示し、当社グループ内に周知徹底しています。

事業展開における人権配慮

会社の買収や新規設立の際は、人権尊重の方針を含む当社の経営理念、行動基準およびグループ人権方針につき、早期に現地幹部要員との共有を図るとともに、リスクを評価し対応する体制を整えています。

人権啓発研修の展開

同和問題や人種・国籍・性別などによる差別の発生を防止する人権啓発に加え、当社グループの社員はもとより、グループの事業活動や製品・サービスを通じて関係するすべての人の人権を尊重する研修を、海外を含めた全グループ会社で3年に一度のサイクルで実施しています。

KOKUSAI ELECTRIC グループ人権方針

KOKUSAI ELECTRIC グループは、安全・快適で活力ある、持続可能な社会の実現をめざし、技術と対話で価値を創造し未来を切り拓く中で、人権が尊重される社会の実現を支援していきます。その前提として、KOKUSAI ELECTRIC（グループ会社含む、以下同様）は人権尊重の責任を果たす努力をして参ります。

人権尊重に対する責任

KOKUSAI ELECTRIC は、人権を侵害しないこと、また、事業や取引上の人権に対する負の影響に対応することで、人権尊重の責任を果たすことをめざします。私たちは「国際人権章典」及び国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」に記された人権を、最低限のものとして理解しています。人権尊重の責任は、株式会社 KOKUSAI ELECTRIC 及びその連結グループ会社のすべての役員と従業員に適用します。

更に、ビジネスパートナーやその他の関係者による人権への負の影響が、KOKUSAI ELECTRIC の事業、製品又はサービスと直接つながっている場合、KOKUSAI ELECTRIC は、これらのパートナーに対しても、人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。また、そうした当該者が人権を尊重していない場合には、KOKUSAI ELECTRIC は適切に対処していきます。

KOKUSAI ELECTRIC の価値観・方針との関係

KOKUSAI ELECTRIC は、私たちが社会の一構成員であり、人権が尊重される環境づくりに貢献できると信じています。人権

労働における基本的権利の尊重

当社グループでは、各国・各地域の法令や労働慣習を踏まえ、国連グローバルコンパクトの原則として示される従業員の基本的な権利を尊重し、経営幹部と従業員の真正かつ建設的な話し合いを通じて、お互いの問題をよりよく理解し、共同で課題解決に努めています。

会社の資産や人の安全を確保する際の人権配慮

お客様や従業員の安全を確保する業務、会社の備品や資産の損失を防ぐ業務を担当する要員は、そうした業務を遂行する過程で、意図せずして人権に抵触する対応をする可能性があります。当社グループでは総務部門がこうした業務を担当しますので、人事総務部、国内グループ会社の総務部門の担当者全員が人権への配慮を含む業務研修を受け、適切な対応をするよう徹底しています。

尊重の責任を果たすことは、企業として活動上不可欠であり、すべての企業に当然期待されるべきことと理解しています。この人権方針は、KOKUSAI ELECTRIC の企業理念、経営理念および行動基準に基づいて、この責任をここに表現するものであります。

人権尊重の責任の遂行

KOKUSAI ELECTRIC は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の実行を通じて、人権尊重の責任を果たすことを誓います。

このために、KOKUSAI ELECTRIC は潜在的又は実際の人権への影響を特定して評価することやリスクを防止又は軽減するための措置を講じていきます。

また、KOKUSAI ELECTRIC が人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、社内外のしかるべき手続きを通じて、その救済に取り組みます。

KOKUSAI ELECTRIC は事業活動を行うそれぞれの地域において、その国の国内法及び規制を遵守いたします。また、国際的に認められた人権と各国法の間には矛盾がある場合においては、KOKUSAI ELECTRIC は、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。

KOKUSAI ELECTRIC は、本方針が株式会社 KOKUSAI ELECTRIC 及びその連結グループ会社全ての活動に組み込まれるよう、適切な教育及び能力開発を行っていきます。

また、人権に対する潜在的及び実際の影響に対する措置について、KOKUSAI ELECTRIC は、関連する外部ステークホルダーと対話と協議を行っていきます。

コンプライアンスの推進

- ・当社は、当社グループの事業活動の基本となる「企業理念、経営理念および行動基準」を定め、全ての役員および従業員がその価値観を共有し、法令の遵守および規則に則った適正な職務の執行により基本理念の実現に努めています。
- ・法令および定款違反等を予防・早期発見し、迅速な対応を図るべく、コンプライアンスの責任者としてコンプライアンス

担当執行役員を置くとともに、当社グループの従業員等が利用可能な社外の弁護士を直接の情報受領者とするコンプライアンス通報制度を設けています。なお、通報したことを理由として、通報者が不利益な取り扱いを受けることを社内規則で禁止しています。

コーポレートガバナンス

取締役会および取締役

- ・当社は、業務執行取締役2名と社外取締役3名の計5名で構成される取締役会を設置し、法令および定款のほか、取締役会規則において取締役会として決議すべき事項を定め、慎重に審議のうえ、意思決定を行っています。
- ・取締役会は、毎月1回定期開催するほか、経営上の重要な課題等に迅速に対応する必要が生じた場合は臨時開催しています。

を直接確認し、必要があると認めたときは、意見を述べる体制を確保しています。

- ・監査役の実効性を高めるため、監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行うなど連携を保っています。

経営会議および執行役員

- ・当社は執行役員制度を採用し、取締役会が選任した執行役員はその職務分掌に従い、社長執行役員の指揮の下で、会社の業務を執行しています。
- ・当該執行役員が構成員となる経営会議を設け、当社および子会社に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行っています。

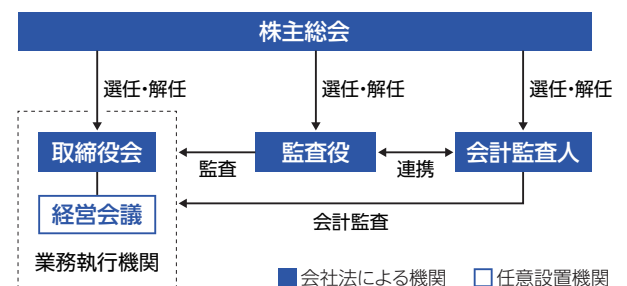
内部統制

- ・当社は、取締役会において、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムに関する事項を定め、適切な体制を構築するとともに、その運用状況を監督しています。

監査役

- ・当社は、常勤の監査役を置き、監査役が、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、重要事項の決議ないし報告状況

コーポレートガバナンス体制図 (2019年4月1日現在)



ステークホルダーとの協働

当社グループは、お客様をはじめとするすべてのステークホルダーと積極的な対話を進め、相互に信頼する関係を築き、価値創造への参画を求めます。

ステークホルダーと当社のコミットメント	対話の例	対応部署
お客様 社会課題の解決に有用な価値をお客様とともに創出します。	営業担当者のお客様訪問、展示会での商談、お客様の各種照会・相談への対応	営業部門、品質保証部門
従業員 研鑽と成長の機会を提供し、働きがいのある、安全で健康的な職場を確保します。	労使協議会、小集団提案活動、同報告会、従業員サーベイ結果共有と対応、イントラの活用	人事総務部
お取引先様 公正かつ自由な競争および適正な取引、責任ある調達を行います。	ビジネスパートナー・ミーティング、個別の資材購買折衝、お取引先CSR調査	調達部
地域社会 積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。	地域活動への参加、防災訓練の消防署との共催	人事総務部
株主・投資家 幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の創出と向上を図ります。	株主総会、取締役会、構造改革に関する打合せ	事業企画部、法務部、経理部